

# 中国近代土地改革の一考察——孫文の土地思想を中心に

## Considering the Ideas on the Land Reform in Modernization of China mainly through the analysis of Sunbun's Thought

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

葛 建 廷

Ge Jianting

### 1. はじめに

三民主義が単なる歴史的関心から取り上げられる場合は別として、中国革命の生ける指導理論と関わりあるものとして、また中国革命の本質理解に不可欠の問題として、研究されねばならない以上、それは常に実践的視角から取り上げられ、しかもいっそう本質的に究明されねばならないであろう。三民主義の研究は、中国社会の基本関係が根本的に変革されるまで、常に現在進行形の課題として、取り上げられる。

この研究は三民主義に関する一般的概論的知識を前提として、その上に立って従来の研究の不十分な点、特にその本質的な欠陥と認められる問題を解明しようと試みるものである。

一つの思想を研究する場合、思想の体系的理解のためには、科学的分析が必要不可欠である三民主義の体系的理解の試みは、すでに孫文の弟子（戴季陶、周仏海、胡漢民等）をはじめ諸外国の学者によっても様々な形で行なわれてきた。しかし三民主義と言うきわめて矛盾にみちた思想を、単に形式的な論理によって、総体的に解釈するだけでは、真の体系的認識は不可能と信ずる。体系的とは、たんに論理的整合を意味しないばかりではなく、矛盾を糊塗するような完結性を意味するものでもない。体系とは内容における矛盾と統一の必然的関連の構成であり、内容の必然的関連の追究が自然にその内容に応じた特殊の形式を受けとることである。この意味で、三民主義の特殊構造を体系的にとらえるということは、その内的矛盾の暴露とその矛盾が発展する必然性の究明による統一的理解にしなければならない。本論に入るに先立ち、三民主義思想の構造と内容の中心に存在する矛盾を概観し、中国近代土地改革思想を論じる前題としたい。

## 2-1. 三民主義の諸矛盾と解決の方法

孫文民族主義思想が、その当初から近代的民族主義の性格をもつことは一定の了解が得られていると思われる。そこにはまだ疑問の余地が存在しないわけではない。晩年において、孫文が反帝国主義的民族主義に到達したときにさえなお、これをささえる精神的根拠として、中国古来の儒教道徳を考え、さらに、民族的結合の手がかりとして儒教的道徳と必然的な関連をもつ家族および宗族の全国的結合を説いた。そして、そこにゲマインシャフト的性格の社会を前提として構想していたことは、民族主義の近代的性格が欠如する思考であった証明であると言えるかもしれない。孫文の思想において、その民族主義の主体性が、国家の社会経済的構造の変革という発展的方向から把握されず、逆に過去の構造から捉えられていたことは、その後の過程において反帝国主義を放棄した復古主義に逆転させるイデオロギー的根拠を提供したものと見えよう。

民族主義における近代的性格と前近代的性格との孫文の矛盾構造は、民権主義においてさらに顕著である。民権主義が近代的民主主義を意味することは肯定されている。それにも関わらず、個人の自由権は孫文において民権主義の中心課題から除外されている。さらにその権能分離論において展開される相互に矛盾する個人権と政府権の調和は、その根底に中国古来の政治理念——徳治主義または善政主義をもっている。これは近代民主主義政治理論と本質を異にするものである。他方、孫文が、ルソウの天賦人権論を批判的に乗り越えて革命人権論を唱え、帝国主義に反対する民衆を除いて、ことごとく権利を剥奪していることを考え合わせれば、その民権主義が近代的急進主義と保守的古代主義との矛盾を含んでいることは明らかだといわねばならない。

つぎに民生主義はどうか。これが社会主義の中国語訳であることは孫文自らの言に明らかである。しかしその内容は、中国経済の非資本主義的進路という意味において一貫しているとはいえ、それが現実の経済的建設もしくは変革の方途となれば、そこには資本主義的発展か、国家資本主義的建設が主要課題となって、その社会主義ないし大同主義（孫文流の共産主義）の理想は、その政策に融合せず遊離しているような状態である。

以上、三民主義各々の主要な矛盾を検討した。三民主義が三民主義として一応のまとまりを有し、有することは疑いない。もちろん上で指摘したような矛盾をもつ限り、首尾一貫した精細な体系であり得ないが、そこには多くの矛盾した契機を含みつつ、孫文一流の革命的性格、いかえれば革命的立脚点に立つ革命性が流れており、この革命的立場の一貫性によって、あらゆる矛盾対立する種々の契機が統一されているのである。それは孫文という人間による統一である。その矛盾は同時に中国社会のもつ矛盾でもある。孫文という人間の主体に、中国社会経済の客観的諸矛盾が反映結実されているのである。しかも、孫文という革命的人間による統一性を離れて、客観的にも一定の統一性が存在する。ここに孫文的統一の仕方と客観的統一の仕方とが合致するか否か、という思想にとっての根源的課題が存在するわけである。客体の統一的認識への諸段階が思想発展の諸段階であるとすれば、孫

文思想の発展を裏付ける仕事はどうしても思想の内在的展開以上に、客体との関連、この客体に対処する孫文の革命的人間としての態度、いいかえればその革命的実践の視角から追究しなければならない。

かくて、孫文思想における最大の課題の一つである社会革命の基礎たる農業＝土地革命論の本質究明は、三民主義を理解しうるこの視角よりはじめて可能だと言うことができる。

## 2-2. 問題の所在と解決の方法

清末、太平天国革命運動に端を発した近代中国革命の本質的契機は、一方から見れば民族革命であり、他方から見れば農民革命である。三民主義におけるこれらのものの反映が、一方において反帝国主義的民族主義となり、他方において反封建的農民革命としての民生主義となって表明されていることは、それが中国革命の指導理論として生ける思想であることを証明する。しかし孫文思想における反帝民族主義も、また反封建民生主義も、一朝夕にしてできあがったものではない。それらは前にも見たように、それらの形成と発展の長い期間を通じて、その間の種々の矛盾対立する思想的内容のきわめて複雑な諸契機が混合し、融和しつつ、晩年にいたって飛躍的展開をとげて一応の定義を得たものである。しかもその定義中に矛盾が残された故に、その後の発展への動的展望と対立の闘争への余地を与えられたのである。

本来中国における歴史上の革命は、ほとんど農民解放運動の形をとって遂行されて来た。いずれの王朝も、農民革命の基本課題である土地問題の解決に、そこに土地改革もしくは土地革命の定型ともいわれる土地制度論が種々の形をとって現われている。ある時は井田、また別の時は均田、そのほかにも限田、さらに天朝田畝制といわれる戦時農業共産制の基礎とたつた土地公有制にいたるさまざまな形態がそれである。これらの土地制度論がそれぞれの歴史的時代において、一定程度実施されて来たこと、そしていずれ内的矛盾によって崩壊し、結局思想として理想化され、理念としての存在価値しか認められなくなった。そして、そのことは逆に歴史の変革期において、それらのいずれかが理想として、革命の目標となった。孫文が晩年に口を開けば井田をいい、また洪秀全の土地公有制を理想的土地制度だと考えていた、上のような中国伝統の土地改革あるいは土地革命思想に沿って、中国の非資本主義的進路を構想したからに他ならない。

しかしながら、孫文が太平天国の土地革命綱領もしくは井田制を考えていたとしても、同時にロシア革命の土地国有化と農民への均等配分理想的の制度として考えていた事実は、かれが土地革命の理念を、中国伝統の形態に限定していないことを物語っている。伝統的理念と近代的土地革命思想のいずれに孫文の思想が属しているか、この問題は土地思想に限らず、孫文思想の全体構造における矛盾とつながる。したがって土地思想の発展構造の究明によって、全システムの矛盾の一端が鋭く露呈す

ると言えるのである。

つぎに、太平天国革命の本質が、従来の農民戦争と異なり、客観的には、農民的土地所有の創出を目的とする近代的農業革命にあったとすれば、孫文の土地革命思想が、はたして太平天国の継続である。この問題は後の中国共産党の農民革命論と如何に関連するののかの問題と必然的に関連してくる。そしてこの問題は、孫文三民主義の近代中国革命史上の地位を決定する重大な件であり、この問題の帰結に結論は左右されるのである。

つぎに、平均地権論が土地国有論であるか、新土地革命のスローガンである「働く農民に土地を」（「耕者要有其田」）の問題が平均地権論といかなる関係をもつか、両者は一方より他方への発展であるのか、対立矛盾する関係にあるのか、あるいはこれらを含む特殊な関連をなすものであるのか等の問題について論じてみたい。この問題は孫文の農業革命に対する態度を根本的に左右する重要な課題である。これらの解決なくして、孫文の土地革命に問題に対し何ら決定的な解答を与えることはできない。

かくて問題は、平均地権、土地国有および「耕者有田」の三者の関係の問題であり、これらの関係をどのように理解するかにかかってくる。これらの関係を最も合理的に解釈した事例として、周仏海の見解をとって見よう。それによれば、「平均地権による土地問題解決の方法を一言にしていえば、第一歩としては土地私有の民衆化をはかり、次には土地私有権の民衆化から土地所有権の社会化に進む」<sup>1</sup>のだとする。そのための具体的方法として、「平均地権は第一歩において土地私有を行い、土地私有から進んで土地国有に達する。土地私有の実行方法は、土地所有者に限田制を実施して土地の最高所有面積を制限すると共に、他方においては、土地のない者に『耕者方其田』の方法を実施し、国家的権力によってかれらの土地所有を援助するにある。また土地国有の実施方法は、地価によって私人所有地を買取ると共に、他方においては強制によって反革命軍閥やその他の旧勢力の土地を没収するにある」<sup>2</sup>という。

このようにして周仏海によれば、平均地権は土地国有論と解され、それにいたる過程として土地私有すなわち「働く農民に土地を」という原則を実施すると共に、限田制を一方において行なうということとなる。その限りで一応論理的であり、三者の関係は整理されてそれぞれ段階的にその位置を与えられている。しかし問題は余りに論理的、つまり形式論理的整合性にある。時間と、歴史を論理の平面に投影して、生ける発展と運動を描写し尽くした点にある。3者の関係は、歴史的形成過程から遊離し、真の意味的関連が全く不問に附されてしまっている。それでは孫文思想の矛盾と発展の真相は消し去られ、当然の帰結として、彼の思想の歴史的客観的位置づけが行われないことになる。

ここで方法論が問題となる。平均地権論が孫文民生主義の二大政策の一であることは明らかであるがもとの三民主義内において、平均地権論は唯一の民生主義の内容であり、社会問題解決のための社会革命の原理であった。平均地権論は、その意味で民族主義と民権主義と並んで原三民主義の一環として構成されたものである。辛亥革命の後、もとの三民主義が、形の上では一応解体し特に民生主義

のみが取り上げられて詳細に展開されたとき、節制資本論が平均地権論と並んで民生主義の二大政策として提起された。民生主義は、その後この二大政策を両軸として、経済政策一般として展開されるが、それはさらに共反主義と同義のごとくにも解され、種々の疑義を投じたのであった。

民生主義はその形成時代から最後の段階にいたるまで、その内容を発展させ、豊富にしていったことは事実である。これが、三民主義全体の形成・発展と必然的な関連をもっていることはいうまでもない。民生主義の正当な理解は、かくて三民主義の歴史的発展に即してのみ可能であるが、民生主義の構成要素として根本的重要さをもつ平均地権も当然民生主義の発展過程に即してのみ初めて、その正当な理解が可能だといわねばならない。この平均地権論の内容が、実はその形成当初に定式化されて以来固定され、それ自体、最後の段階にいたるまで発展らしい発展を見せていないということが問題となる。平均地権は発展を見せず、そのまま問題が持ち越されて来たのか否か、平均地権の固定化と三民主義と民生主義の発展を、いかにして合理的に理解できるのかが問題となる。

さらに、孫文思想発展史における最後の段階に形成、提起された「耕作者に土地」を（耕者有其田）のスローガンとその原則が、平均地権論といかなる関連のもとに理解されなければならない。両者は形式論理の平面においてこれを理解するとき、さきに検討した周仏海のごとき目的と手段もしくは過程として解釈できるかも知れないが、その形成根拠の歴史的理論的発展的側面からこれを究明すれば、簡単に解決しないということはいうまでもない。平均地権と耕者有其田の形成の歴史的根拠から、両者の関係と意味とを究明することは、矛盾を矛盾として直視し、これを孫文思想内部の問題から、孫文思想とそれを決定づけた外的側面との関係の問題にまで視点を移し、中国元来の思想と西洋思想の対立を対立として捉え、思想体系を破壊することも敢えて辞さない態度をとることに他ならない。

### 3-1. 民生主義と平均地権論

平均地権とは何か。地権を平均することは土地所有権の均分化を意味している。これは字句の解釈にすぎないが、孫文はこれをどのような意味に理解していたか。土地の均分としてか、または土地国有制としてか。中国革命同盟会の機関紙『民報』に発表された党義六条の第4条には「主張土地国有」と示され「平均地権」はない。また党綱領の同盟会革命方略軍政府宣言の四綱領の第四には、「平均地権」のみをいい、「土地国有」はない。両者を同義異と見れば平均地権と土地国有は同一のものを意味すると考えられ、従来の孫文研究者はおおむねこの説をとっている<sup>3</sup>。

平均地権が一義的に何を意味するかを決定することは、孫文思想のその後の発展と関連して、孫文自らの階級的立場とも必然的なつながりを持つものであって、とくに「耕者有其田」の意味を検討するために重要なテーマである。しかしこれを決定するためには、まず民生主義形成の動機とその意義を見出すことから始めなければならない。

自伝その他の文献に、1895年興中会最初の広州挙兵に敗れた孫文は、翌1896年秋、ハワイ、アメリカ経由でロンドンに逃れ、中国公使館に監禁された。一躍中国革命家としての名声を得た。孫文は約2カ年にわたって当時の西ヨーロッパの政治動向、社会革命運動の状況等を見聞しつつ、ロンドン図書館に通ってあらゆる分野にわたる書物を読破し、将来の中国革命のための研究をつづけたのであった。かくて孫文は当時のヨーロッパ文明の内部的な矛盾を直視することによって、どうしても社会問題の解決、すなわち民生主義（社会主義の別名？）を基礎として、その上に民族問題と民権問題とを同時に解決しなければ、今後の中国問題の解決はあり得ないと考えるにいたった。当時かれはロンドンでマルクスの『資本論』、ヘンリー・ジョージの『進歩と貧困』を読んだといわれており、前者に関してはどの程度の理解を得たかは疑問であるが、少なくとも後者に関しては、直接的な影響を受けたことを疑うことはできない。

民生主義を社会問題解決のための基礎であるとともに、その他民族、民権問題の基礎であると考えすることは、すくなくとも孫文の思想的成長を示すものである。ただそれが具体的に現実問題にたいして適用されるか否かは、当該社会の成長の度合によって決定される。したがって孫文の民生主義が、中国革命の当時の段階にとって客観性をもち得たか否かに関して別個の問題となる。1905年は、孫文の前述の思想が具体的に表明された最初の年といつてよい。同年末に創刊された『民報』の発刊の辞において、かれは中国の当面の問題を民族主義と民権主義とに集中しつつも、欧米における民生主義の解決困難な状況にかんがみ、中国がその轍を踏む愚を戒めて「まさにきたらんとする大患」としてこれを未然に阻止するため、政治革命と同時に社会革命を一挙に終結させなければならないと説いた。

それでは当時孫文は、民生主義を具体的にどのようなものとして理解していたか。1906年末、『民報 創刊一周年記念講演』（「三民主義と中国民族の前途」）における孫文の民生主義は、かれの社会観・歴史観および文明論の基礎の上に展開されたもので、土地問題がいかなる重要性を占めるべきかを端的に示したものである。かれによれば、文明の進歩は自然のいたすところであるから、避けようとしても不可能である。しかし「文明には善い結果も悪い結果もあるから、善い方面だけをとりいれて悪い方面を避けなければならない」といつて先の前提に矛盾することをいつている。実にここにかれの主観的社会主義者たる性格が存するのであるが、この点はさらに拡大されて再生産されてゆく。すなわち欧米各国においては善い結果は富める階級によって享受しつくされ、悪い結果はみな貧民が受けて、結局不平等な世界が形成されてしまった。中国においても、自然（＝必然）の成り行きのままにまかせるなら文明（＝生産力）の発展に伴って、欧米各国と同じく、階級の分裂、貧富の懸隔が生まれ、收拾できない状態にたちいたるのは必至である。かくて孫文にとって、生産力の発展による富の増加は歓迎すべきであるがその反面に生ずる分配の不公平はこれを除かねばならないという結論が生まれる。資本主義的生産と社会主義的分配の結合、これが孫文民生主義の本質を貫く基本線である。

かくて孫文による民生主義は、近代的階級分裂、貧富の懸隔化の発生予防対策という具体的内容を

えて来ることは当然である。このための根本策は土地問題の解決以外にあり得ないというのが結論であり、その解決策こそ地権の平均に他ならなかった。平均地権策は、これを定式化すれば、「天下の地価を核定し、その現有の地価はなお原主に属し、あらゆる革命後の社会の改良進歩による増価は国家に帰し、国民のともに享くるところとなす」（同盟会綱領第四・平均地権の説明）というにある。これを資本主義の未発達な中国において実施すれば、将来文明（資本主義）が発達しても、少数の富者が利益を独占するという弊害はなく、個人は永久に納税する必要もなく、ただ地租だけを納めればよいというのであって、いわゆるヘンリー・ジョージの単税法による土地国有論を論拠とするものであることが明らかである。

以上によって平均地権なるものが何であるか、それはとりも直さず民生主義そのものであることが明らかとなったが、この平均地権の内容と意味については必ずしも明証でない。はたしてそれが土地国有といかに関連しているか、さらにそれがもつ中国革命史における意義問題が追究しなければならない。

平均地権の具体策によれば、従来の土地所有関係には直接手をふれることなく、ただ地価を革命前のままに停止して従来の土地所有者にそのまま所属させ、革命後の地価の値上がり部分だけを全部国家に取り上げるのである。ここで注意すべきは、この場合孫文は、平均地権策を一般的に都市も農村もすべて含めた土地問題一般として提起したのであって、社会の改良と進歩によっておのずと地価の高騰をきたす場合、地主は勞せず富を蓄積して、はては大資本を擁して貧民または貧農に対立するという不平等な社会が形成されるのを防止しようという極めて一般的な視角から出発していることである。したがってこの視角からは、直接農業革命もしくは農民解放というような目的も見透しも全く欠けているし、またはじめからそのような目的との結合は考えられていなかったのである。土地問題の解決策としての平均地権が、なんら直接農業と農民の問題と結びついていなかったということは、初期の民生主義ひいては原三民主義の大きな特徴をなすものである。

しかしそれにもかかわらず、平均地権は、その本質において、土地の価値の剰余を国家の所有とすることによって、結局土地を国有にすることを意味している。レーニンによれば、その場合は、差額地代だけ残して絶対地代を破壊する可能性を与えることとなって、農業から中世的関係を大幅に排除して、農業における資本主義の急速な発達をもたらすこととなるというのである<sup>4</sup>。もしそうであるとすれば、孫文の意図に反して、社会主義どころか資本主義発展のための途を拓くものとなる。平均地権の経済学的帰結が、土地国有であり、土地国有の意味が資本主義的農業の前提条件創出であるかぎり、その歴史的意義は明らかである。

それでは孫文の意図の中に、土地国有の観念がなかったかという点、必ずしもそうではないといわねばならない。資本主義的農業革命の見透しはこれを欠いたとしても、大土地所有の不合理に対する認識は十分にあったといえることができる。しかしそれが農民解放の問題と結合していなかった点において決して農足の立場に立つ土地革命ではなかったことに疑問はない。したがってその土地国有の観

念は、きわめて動揺しており、次に見るとき胡漢民等の急進的見解と全く一致するものではなかった。孫文の教えが、『民報』による同志の見解とそのまま合致するものでないとしても不思議ではない。もちろんその理念において変わりはないが、その具体的内容にそれぞれ緩急の差があるのは当然である。『民報』第3号に発表された党義六条の説明に当たって、胡漢民はそのうちの土地国有の意義を、中国古代の井田制にその範を求め、生産要素としての土地がけっして人為に成ったものでなく、日光や空気と同様であることを指摘することによって土地私有の不合理とそれから生まれる弊害を列挙して、地主ひいては土地私有一般の廃止を主張している。そして「吾人は国有主義をもってその政策施行の第一となす、その目的は、人民をして土地所有の権を得せしめず、ただその他の権（地上権、永小作権、地役権等）のみを得る。しかもこれらの権利は、必ず国家の許可を得なければならぬ。私備なく、また永貸もない。かくすれば地主の強権はまさに跡を中国大陆に絶つてであろう。国家の土地上に課するものは必ず国会の承認を経なければならず、また必ず私有営利の弊害を無くし、重税を課して農民を害することをなくすであろう」と述べている。これによれば、胡漢民の意図は明らかに農業革命と密接に結合した土地革命を狙ったもので、平均地権の政策と比較してはるかに徹底したものである。かれにおいては孫文の平均地権の内容は、わずかに次の点、すなわち、現在の中国の土地は、商埠地ではその地価が10年も経てば10倍どころではなくなり、革命後文明が進歩すれば、内地の趨勢も推して知るべきであるから、そこに必ず政治的階級（官僚）に代って、経済的階級（資本家）が起こってくる、今にしてこれに備えれば一切の階級は無くなるに違いないというにある。ここに孫文民生主義の意図が歴然と現われている。

上記の事情から、平均地権と土地国有とが、同時に一方は党綱領として、一方は民報六大主義（党義六条の1として発表され、その間の相違も不問に附されて、いずれが真の目的か大問題とならなかつた理由が諒解されるのである。いずれにしてもその両者は、当時の革命においては、革命の主体が農民との結合を欠いていた点において、また労働者階級の未成長という客観的状況によって、実践的目的となり得なかつたのであるから、いずれも民族革命即政治革命という当面の実践目標をさらにはるかに越える高邁な旗印にすぎなかつたといえることができる。その意味において、平均地権と土地国有の問題が、主観的社会主义としての民生主義の唯一の内容として、長い期間にわたって空転せざるを得なかつたのである。しかしいずれにせよ、両者のもつ基本的性格が本質において同一であることは疑問の余地がない。それと共にそれらのもつ歴史的意義も、ようやく開始されたばかりではあるが、近代的産業の中国への移植が根を張りはじめた当時の段階において、資本主義的發展への社会的前提条件の創出という客観的意義をもったことは当然である。まさに当時の三民主義が全体として、ブルジョア民主主義革命の指導理論として登場し、革命をその方向に導いていったことと整合的であるといわなければならない。

### 3-2. 民生主義の発展と平均地権論

初期の民生主義が全く消極的性格のものであったことは、主観的にも客観的にもいいうることであるが、辛亥国民革命の一応の達成は、孫文として民生主流に積極的意義を附与することとなった。いわゆる文明の潮は、民国初期の中国にも滔々と押し寄せて、社会的にも経済的にも欧米の文化はあらゆる形で氾濫した。ここですでに資本の問題が目につくようになり、土地問題の解決は同時に資本の問題と必然に結びつかなければ不可能となってきた。ここに民生主義は資本問題の解決をも自らの課題を得なくなったのは当然である。しかし孫文にとって、この場合もやはり形の上では地権の平均と同じように、資本の節制という消極的表現をとることによって、主観的社會主義の性格を貫いている点は興味深い問題である。しかしながら、資本の節制とは、換言すれば国家資本の育成をその反面において強力に推進することを意味するのであるから、けっして単なる予防的消極的なものではない。これを孫文が、「民生主義は貧富を平均する思想ではなく、国家の力をもって、自然の実利を発達させ、資本家の専側を防過するもの」<sup>6</sup>であると説明し、同時に重要産業の国有と、国家資本の発展による「民国富強の基礎」の築造を意図して、これを国家社會主義と称したことは、民主主義の性格がどこにあるかを知るに十分である。民生主義が平均地権と並んで節制資本という政策をとり上げたことは、平均地権の本質をいっそう明瞭にすることになる。節制資本の理念がマルクスの資本公有論から、平均地権の理念がジョージの土地公有論からとられたということは孫文を明言するところであるが、これによってもわかるように、かれは土地公有論を「精確不磨の理論」であって、人類生存の基礎たる土地は、けっして人がこれを私有しうるものではないと断定する。この断定の上に平均地権という政策を主張するところに、従来明らかでなかった土地国有思想があらわになるが、それは必ずしも積極的に展開されたものではなく、平均地権の方法も、かつての定式化を1歩もでてはいない。しかし国家資本による国営産業の発展策と土地国有策とは、節制資本と平均地権という民生主義の標榜する2大政策の積極的な側面であって、それらが主観的社會主義のヴェールの下に包まれていた本質に他ならない。ここにはっきりと民生主義の歴史的意義は現出しているのである。

かくして民国初期にそのヴェールを取り除かれた民生主義は第一次世界大戦を経た中国の飛躍的な産業の発展にともない、文字通り中国経済の開発計画となって展開し、有名な建国方略の「物質建設」となって現出した。しかしこの書では、土地問題は主題となることなく、したがって平均地権論は、本質的にはなんらの発展も見せていない。しかしこの未発展という事自体から、平均地権のブルジョア的性格を看取することができることは、後の発展に対して重要な点である。しかしながら、この間、一方第一次世界大戦終了後のデモクラシーと民族自決の世界的風潮にのって、また他方中国における産業の発展にともなう民族資本の勃興および民族的自覚の高まりによって、それまで民国初期以来失敗を重ねて革命の明確な展望を見失いかけていた孫文の頭脳に、再び革命の進路がどこに向かっているか、闘争目標がどこにあるかに関する次第に明白な認識像が結ばれつつあったのである。それが民

族主義を中軸とする三民主義の恢復発展という形で出現したのであるが、そこにわれわれは世界人類民族の平等を主張し、一種族が他種族に制圧されることを拒否する近代的民族主義と、各人平等を主張して、人と人を奴隷とすることを否認する近代的民主主義とともに、貧富の均等を主張し、富者による貧者の圧制を否定する新しい民生主義を見出すのである<sup>7</sup>。これらはだいたい1921年から1922年にかけて発展した。

当時すでに孫文は、平均地権の目的を、中国古代の井田の理論と同様と見なし、さらに彼の民生主義を中国において数十年以前に実行したものが洪秀全に他ならないと考えている<sup>8</sup>。われわれは当時の孫文思想の全体の成熟程度から見て、またその民生主義の内容について見て、大概この時期を転換期と考えるのであるが、この点を一目瞭然にするものとして1922年11月に決定を見た国民党の政綱のうち土地問題の部分のみを掲げる。

「1 一定期の後吾人は土地所有権の制限を定めその平衡を計る。

2 吾人の所有する土地については、一定の地価を算出しこれに国税を賦課し以て国家の土地買入の便を計る。

3 前清皇室貴族軍閥官僚の所有地を没収しこれを国有としました不毛の土地を整理して国家の費用を以て貧困なる農民に分与する<sup>9</sup>」。

この政綱は、土地問題に関して従来に見られなかったきわめて革命的な性質をもつもので、いわゆる平均地権の具体策とも大分その趣を異にするものである。平均地権策はけっして上のような革命的な性格をもつものではない。言い換えれば平均地権策からはこの綱領は必然的に生まれてこないといえるのである。その左証として、その後の1923年1月1日に正式に公表された党の政綱は、平均地権の従来具体策に則っているし、さらに1924年1月の第1回国民党全国大会における宣言もまた、それを乗り越えるものではなかったのである。

以上のように考えれば、この革命的な土地綱領は、たしかに平均地権とは異質の源泉に基づくものといわねばならず、ここにその後出現する「耕者有其田」のスローガンの立場と源泉を同じくするものを見出すのである。しかし三民主義は、1942年1月の国民党一全大会を期として、明白に反帝国主義の立場を表明し、それにもなって民権民生の両者もそれぞれ飛躍的な展開を遂げたのである。これにもかかわらず平均地権のみが、かつて定式化された内容を一步も前進させていないかのように考えるのは、はたしてそこになんらの発展もなかったと見てよいか否かという疑問を提起する。民生主義最後の発展段階における平均地権の内的発展の問題が究明されなければならない理由がここにある。

### 3-3. 「耕者有其田」の形成

平均地権策の具体的構想を、民生主義全体の発展から切りはなして考えるときには、まさに同盟会時代以来、国民党改組時期にいたるまで本質的には変化していないということができよう。しかし既に見てきたように、民生主義の意味内容は、最初の漠然とした主観的社会主义から、民国初期の国家社会主义的限定を経て、最後には共産主義と同義に解されるという発展を見ている。平均地権策がこの民生主義の本質的要素を構成している事実からいっても、それは民生主義の発展と無関係であるということとはできない。民生主義の共産主義的理解という最後の段階における平均地権の意義が改めて検討されるのは当然である。

しからは民生主義の共産主義的理解とはどのようなものか。孫文によれば、共産主義とはマルクスの共産主義に限定されるものではなく、より一層広義のものである。いいかえれば、それはいずれの社会の原始時代にも行なわれていたと推定される共産制を意味し、そのような制度を将来社会に実現しようとする思想をいう。そこで「わが国民党の民生主義の目的は社会上の財源の平均にある。ゆえに民生主義は即ち社会主义であり、共産主義である。只方法を異にする」<sup>10</sup>にすぎないといわれる。共産主義にいたる方法の相違とは実に民生主義の平均地権と節制資本という政策に他ならなかった。その平均地権の方法こそ、従価徴税、照価買取並に地価増加部分の国有という、従来から不変の政策に他ならない。この最後の、地価決定以後に騰貴した地価の増加部分を「衆人の公有」とする方法が「わが党の主張する『平均地権』」であり、民生主義である。そして民生主義は即ち共産主義に他ならぬ。故に国民党員は三民主義を賛成したからには、共産主義に反対すべきでない。何故なら三民主義の中の民生主義は、その大目的とする所は衆人をして共産し得るにある。但しわれわれの主張する所の共産は、将来を共有するにあつて現在を共有せんとするものではない<sup>11</sup>のである。平均地権は共産主義へ通じる方法であることが十分に意識されたわけである。しかしそれが現実には共産主義への道であるとの客観的保証は、実はどこにもないという点に、平均地権の具体策そのものに一定の限界が存在するのである。民生主義は色々に理解され、様々に解釈することができる。例えば、資本主義が金儲けを目的とすることに反して、民生主義は民を養うことを目的とする。したがって民生主義の目的は、分配の公平を期しがたい資本主義制度の打破にあると解される。しかしこの解釈は、解釈する者の主体的立場を反映している点において、孫文の当時の立場が本質的には反資本主義にあったことを物語っている。しかしそのような立場からだけでは、平均地権策はそのままでは何らの有効性も客観性ももつものでないことは明らかである。それは客観的には資本主義的立場に立つものであるからである。ここに民生主義一般の立場と平均地権の具体策との矛盾が生まれてくる。

孫文は民生主義が解決すべき問題として、食糧、衣料、住宅および交通の四つの問題を提起している。そしてこれら四大問題の解決の基本的な方法として平均地権と節制資本の二つを挙げるのである。われわれの当事の問題としては当然そのうちの食糧問題が中心となる。これはまず農業問題であり同

時に農民問題であるから、そしてこれらの根本に横たわるものが土地問題であるからである。孫文が従来平均地権論を農業、農民の問題と切りはなして単に土地問題一般としか考えていなかったに對して、民生主義の豊富な内容が歴史の中心に登場して来た最後の段階に至り、従来とは逆に現実の農業、農民問題の側面から土地問題に接近していったことは、平均地権解釈に對して重大な作用を及ぼすものであった。

食糧問題の解決は当然農業とこれに従事する農民の問題を解決しなければならないが、孫文はこれに食糧増産の視点から迫ってゆく。食糧を増産するためには、（彼によれば）まず農民の保護からはじめなければならないという。ところが中国の人口は農民が少なくともその八、九割を占めておりながら、彼らの生産する食糧は、その大半を地主に奪われ、自分の手に残るのはほとんど自らを養うにも足りない状態である。そのような不公平なことでは、到底食糧の増産を期待することはできない。かくて食糧の増産をはかるには農民の権利を保障し、彼ら自身の収穫をいっそう多くしなければならない。そこでどのようにして農民の権利を保障し、農民自身の収穫を多く得させる（得られるようにする）かは、実に平均地作の問題に属すると孫文は主張する。ここにはじめて農業農民の問題が平均地権論と接触し、平均地権論が農業問題解決のための基本政策としての地位を得たわけである。

その具体策は、「もしも田を耕して獲た食糧がすべて農民に帰するならば、農民はかならず喜んで田を耕すであろう」<sup>12</sup>し、それでこそ、はじめて多くの生産が得られるのであるから、農業問題の解決のためには、どうしても「耕者がその田を有すること」<sup>13</sup>が必要となる。耕作者が自分の田を所有することになってはじめて「農民問題に對する最終の結果に達したといえる」<sup>14</sup>のである。ここにいわゆる「耕者有其田」のスローガンが生まれたのであるが、それはあくまでも平均地権論の特殊な具体化として考えられている。この「耕者有其田」のスローガンは、その立場からいって農民土地所有の設定を意味するもので、民生主義最後の発展段階と内容的に合致するものである。しかしそれは単なるスローガンではなかった。それは具体的方策を内容にもった、そして平均地権策に変わりうる政綱の意味をもっていることを注意すべきである。その点において後に見るごとく、平均地権策との内容的な対抗関係が問題となるのであって、そこにはじめて孫文思想における矛盾の発展構造が明らかにされるのである。

### 3-4. 「耕者有其田」と平均地権論

前項において見た通りように、「耕者有其田」のスローガンは、全く農業と農民解放の問題解決のための原則として、民生主義発展の最後の段階においてはじめて形成された具体的な原則である。したがってその形成根拠は、歴史的に見て、決して平均地権の発展として形成されたものでないといわねばならない。このことはまた論理的に考えても後者と其の本質を異にすると見なす理由を与えるも

のである。かくてわれわれは最後に、「耕者有其田」と平均地権との歴史的理論的な関連を究明することによって、孫文の土地問題の解決のための原則的立場とその構造を明らかにしなければならない。

「中国革命は土地問題の解決ともいうことができる」とは、晩年の孫文の言葉であるが、これは、初期において彼が社会問題の解決を土地問題の解決にあるといった意味とは趣を異にして、まさに客観的な意味をもっている。それは土地問題が中国革命全体の基本課題をなしている点を見破った言であって、その根拠に農民問題と農業問題にたいする深い認識をもっていることを示している。そのことは同時に従来の平均地権策が無力であること、それが農業、農民問題の解決とは無関係であったことを暗黙のうちに承認したことを意味する。

孫文は、中国農村の特質として、そこには極端な大地主は存在せず、全国の土地はすべて小地主の掌中にあることを指摘する。しかもこの小地主による小作農の搾取は、「利益のためには小作料の一升一勺一文一絲も計算して常にいたるところにおいて刻薄をきわめている」<sup>15</sup>状態であって、その上、小作人はさらに商人から徹底的に搾取され、さらに農作物を工業製品と不等価に交換させられることによって、ますます疲弊の度を強めていることを指摘している<sup>16</sup>。かかる農民の苦痛を除きさるためには、「耕作者に土地を与えること」のみが必要であり、そうすれば「農民をして自分の労苦の結果を収めるようにし、それを他人のために奪われないようにする」ことができるわけである<sup>17</sup>。農民の労働の結果は、農民自らはただ四分だけ、六分は地主に徴収されてしまう。さらに政府の徴税は、すべて農民にかかって、地主はこれを負担していない。このような不公平は打破されねばならないと孫文は教える。それではどのような具体的な方法によって、農民に土地を与えるのであろうか。孫文によれば、先決問題として、各村各郷各県にいたる全国的な農民の迎合が必要である。この全国的農民の組織が結成され、団体が出来れば、はじめて政府は、地主に農民問題の解決を要求することができるというのである。この場合彼が農民団体の結成を要求すると同時に武装した農民軍の編成をも提唱していることは注目しなければならない。いずれにせよ、彼はこのような実力をもつ農民組織を基盤として、地主にたいして「地価に照らして重税を課し、もしも地主が納税をしなければ、耕者（農民）にその田を与え、租（小作料）は私人（地主）に納めないで、公家（政府）に納めるようにする<sup>18</sup>」というのである。しかしこの場合、農民が利益を得ると共に、地主もまた損をしないような方法をとって、平和に解決すべきであるといっているが、実力を背景にもつ折衝である以上、それがいかに革命的であり、しかも農民の立場に立つ方法であるかは明らかであろう。

以上が晩年の孫文のいたいた「耕者有其田」の具体的方法である。これによって、さきに指摘したように、1922年11月の国民党新政綱中の土地綱領が、ここに展開を見たことが明らかであろう。それは、地主から全く解放された独立自営農民の創出を意味し、しかもその方法たるや、地主の立場とは反対の農民の立場から無血土地革命を意図するものであった。これに比べれば、従来の平均地権がきわめて地主の立場とは近いことが明らかである。すなわち後者の場合は、地価決定以後の土地の増加部分だけを公有にするというのにたいして、前者においては、地価に照らして重税を課し、これを怠

ればその土地を公有にしようというのである。ここには単なる量的な程度の相違を越えて、本質的な立場上の相違があるといわなければならない。

平均地権論の形成過程に明らかなように、それはけっして現実の農業農民問題から出発したものではない。しかるに「耕者有其田」は文字通り農民解放の切実な問題から出発しているのである。両者の関係を結合するために、孫文は後者を前者に所属する関係、換言すれば前者を基礎としてその上に後者を展開したという形をとっている。したがって耕者有は平均地権論の基礎の上に、それを解決するための手段と見なされているのである。ここに周仏海をはじめとする一般的俗流解釈が生まれる根拠が存するのである。それでは両者は全く関連のない矛盾した2つの原則だとい切ることが可能であろうか。ここに孫文晩年の複雑な思想的混淆があると考えられるのであるが、それは実に中国革命の2つの潮流の孫文の頭脳への反映であって、これを同一平面上に論理的解決を試みようとするとき、両者を目的と手段の関係として基礎づけるという主観的操作が生まれざるを得ないのである。孫文みずからこれを試みて論理的整合性に苦心しているのであるから、後の垂流がこれを踏襲するのも無理わけである。

実に「耕者有其田」と平均地権とは、その源流を別々のところにもつ2つのものであって、両者はむしろ対立し矛盾する2つの方向であるといわねばならない。しかしこれら（のもの）は、歴史的客観的に見れば、ともに封建的土地所有の否定の上に立つ土地改革であって、ブルジョア民主主義革命の基本的綱領であることに変わりはない。したがって両者を相互補足的な関係として純論理的に組み合わせようとするれば、一般と特殊の関係とも見られ、また目的と手段との関係とも見られないことはないかも知れない。しかし現実の論理は実践の主体を媒介とする論理である。農民の立場に立つか、地主、資本家の立場に立つかという立場の問題は決定的である。後者から前者への移行は文字通り飛躍を必要とする。この飛躍なくして平均地権は、民生主義最終段階における土地問題解決策となることはできない。そして固定した内容をもつ平均地権策が生きるためには、「耕者有其田」の具体的方法である照価重税と地主の土地の国有とその農民への分与という革命的な内容へと発展しなければならない。

かくて「耕者有其田」は単なるスローガンか越えて、孫文の土地革命の原則として、その平均地権を止揚するいっそう高次の発展を意味する。ここにいたってはじめて、その中国革命史上に占める位置が明瞭になる。すなわちそれは、太平天国革命の線に沿う近代的農民的農業革命の原則をなすものであること、さらにそれが国民党とは対抗関係にある中国共産党の農業革命の原則にかわらなかつた。

平均地権と「耕者有其田」の関連が以上に見たようなものであるとすれば、孫文の土地革命の原則は、結局において「耕者有其田」に集中され、その中に平均地権論は止揚されつくされていると見なければならない。すなわち平均地権論は止揚された契機として存在するにとどまり、そのままの形ではほとんど独立の意義を失ったものと考えざるを得ないのである。

しかるに平均地権論は、そのままの形で依然として、「耕者有其田」の基礎として維持されているのが事実であり、この点は、国民党の垂流のみならず、中国共産党の論者までも、無批判に受け入れていることは不思議な現象といわざるを得ない。とはいえ、中共の農業政策は現実問題として「耕者有其田」の原則だけをとり入れているのであって、階級的感覚によって平均地権を敬遠していることは、実践的に両者の本質を見てよい。それとは逆に、国民党が実質的には「耕者有其田」を敬遠して平均地権の形式だけを取り入れようとしていることと、まさに対照的である。ここに両者の立場上の相違が、理論的に究明されずに、ただ実践的感覚にたよって受けつがれていることは興味ある問題といわねばならない。

以上の点は、三民主義のあらゆる点に現われている矛盾であり、一般的にはすでに中共の理論家によって指摘されているが、農業革命の原則については、それがなされていないのである。三民主義の体系的矛盾を明白にし、これをその社会経済的実践的基礎から解明するとき、それが中国革命の2つの方向に分解発展する諸契機を包蔵する宝庫であることが明らかになる。

---

1 周仏海『三民主義之理論的体系』（邦訳岩波書店新書『三民主義解説』下巻86ページ

2 同上87ページ

3 代表的な例として何幹之『三民主義研究』（1949年刊）を挙げれば、かれは平均地権と土地国有とを無差別に取り扱い、孫文のいう土地問題とは、土地国有だと見なしている。いわく「土地問題とは民報6大主義に極めて明白に説かれている。土地問題とは土地すなわち土地国有である。土地国有の反面は土地私有である。中山先生はまず土地私有の不合理を摘発した」と。そして民報紙上の胡漢民の解説をそのまま引用し、これを孫文自らの考えのように見なしている。

4 レーニン「支那におけるデモクラシーデニチエストウオ」（1912年7月）、邦訳『支那に就て』23ページ。

5 鄒魯『中国国民党史稿』446ページ。

6 孫文「国家社会主義之提唱」（1922年1月）総理全集第2集、98ページ。

7 孫文「欲改造新国家当实行三民主義」（1922年1月）総理全集第2集、241ページ

8 同上241ページ。

9 榛原茂樹「党治下の支那政情」（『大支邦大系』Ⅲ）410ページ。

10 孫文『三民主義』沈觀鼎訳（昭和22年、日本評論社）306ページ。

11 同上309ページ。

12 同上 324ページ。

13 同上324ページ。

14 同上325ページ。

15 孫文「耕者有其田」（1929年8月）総理全集第2集、498ページ。

16 同上。

17 同上。

18 同上。